

パートナーシップ制度導入について

1 制度概要

(1) 趣旨

どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められ、性の多様性が尊重される社会づくりに努めるという基本理念に基づき、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減するための支援として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

◆理由◆

性的少数者のカップルに対して、互いを人生のパートナーとし相互に協力し合う関係であることを宣誓した事実を証明することで、住宅の借り入れや病気入院時の手続き等が可能となるような社会生活上の支障を軽減するための支援として、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を要綱で定めるため。

(2) 定義

ア 性的少数者

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と違和をもつ者をいう。

イ パートナーシップ関係

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二人の者の関係をいう。

ウ 宣誓

パートナーシップ関係にある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

エ パートナーシップ制度

パートナーシップ関係の2人が行うパートナーシップ関係の宣誓の事実を行政が受領証として承認する制度をいう。

(3) 対象者

一方又は双方が性的少数者のカップル

◆理由◆

性的指向が同性である同性愛カップルのみに限らず、同性カップルの中には、一方が性同一性障害（トランスジェンダー）であることにより戸籍上は異性のカップルもあることから、様々な態様の性的少数者のカップルの生きづらさに寄り添うため。

(4) 要件

- ア 成年であること。
- イ 住所について次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 双方が市内に住所を有していること。
 - (イ) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (ウ) 双方が市内への転入を予定していること。
- ウ 宣誓しようとするもの双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- エ 宣誓しようとするもの同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

◆理由◆

本制度は婚姻とは異なるものであるが、広く社会に信頼され受け入れられるためには、婚姻に近い要件を具備していることが重要と考えるため、原則として民法の規定に倣うこととするため。

- ア 民法第 737 条 未成年者の婚姻については父母の同意が必要であるが、未成年者が父母の同意なく制度を利用したことによる親子間の争いを避けるため、本人の意思のみで手続き可能な成年であることとする。
- イ 転入前から新生活に向けた諸手続きをすることから、利用者の利便性を考慮する。また、家族の居住形態は多様化していることから同居要件は不要とする。
- ウ 民法第 732 条 重婚禁止。
- エ 民法第 734 条 近親者間の婚姻の禁止
第 735 条 直系姻族間の婚姻の禁止

(5) 証明内容

パートナーシップ関係であることの宣誓書を受領した事実の証明（以下「受領証」という。）

◆理由◆

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、パートナーシップ関係にある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓したことを証明するものであるため。

(6) 受領証の様式

カードタイプ（運転免許証サイズ）

◆理由◆

戸籍や住民票は申請すれば何通でも取得が可能だが、受領証は原則として宣誓時に一度きりの発行となり、利用者は必要の都度原本を持ち歩くことになるため、利用者の利便性を考慮してカードタイプとする。

(7) 受付場所

人権男女共同参画室

◆理由◆

現段階では、性的少数者に対する差別や偏見の実態があり、また、住んでいる地域には知り合いが多いため、知られたくないなどの性的少数者の気持ちを考慮すると、利用者のプライバシーへの配慮が必要であることから、本庁機関と離れた位置にある人権男女共同参画室が適当であるため。

(8) 運用開始日

令和元年9月中

2 長崎市における適用可能事例

(1) 行政による住民向けサービス

行政サービスは様々あるが、それぞれの目的に応じて対象（者・物）やその他の要件が定められている。対象に関しては、次のような例がある。

ア 対象者が本人の例

- ・印鑑登録
- ・保育所利用

イ 対象者が本人とその家族・親族も含む例

- ・障害者相談
- ・交通費助成（障害者のガソリン券） ※支給は1枚のみ
- ・身体障害者等に対する軽自動車税の減免 ※減免は1台のみ
- ・教職員住宅入居（教職員及びその同居家族）

ウ 対象者の要件に親族要件が課されている例

- ・市営住宅入居（同居親族のある者）

上記アについては、基本的に本人が申請し証明書を受け取ったりサービスを受給したりすることとなるが、イとウの場合は「家族・親族」が関係するため、それぞ

れの行政サービスにおける「家族・親族」の解釈上、パートナーシップ関係が含まれるようになるかどうかが問題となる。

なお、現在庁内で把握している適用可能事例は次のとおり。

○ 市役所の手続

- ・ 市営住宅等の入居
- ・ 障害者支援に係る各種手続き（パートナー）
- ・ 保育所入所手続（パートナーの子）
- ・ 母子手帳・父子手帳（パートナーの子）
- ・ 子育て関係各種講座申し込み（パートナーの子）
- ・ 公民館等の講座参加（パートナー） など

(2) 庁内職員向け

- ・ 職員互助会における結婚祝金、埋葬料及び家族埋葬料等の給付。

(3) 公立病院（独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター）

手続き等名称	対 応
医師からの病状、治療方針等の説明	現在、「家族」とされる方でも本人確認はしていないため同様の対応となる。また、内縁関係や友人に対しても <u>患者本人の同意があれば</u> 対応している。その他の場合は、状況及び個別に応じた対応を行っており、必要に応じて倫理委員会で検討している。
手術や治療方針等の同意	
入院時の保証人	
家族付添許可願	

(4) 民間事業所等による顧客向け

サービス等名称	パートナー関係確認のための書類		
	パートナーシップ受領証	同居が確認できる住民票	同意書
◇家族割引◇			
携帯電話の家族割引（A社）	○		
携帯電話の家族割引（B社）	○		
携帯電話の家族割引（C社）	○		
航空会社の家族向特典（D社）	○or	○	
航空会社の家族向特典（E社）	○or	○	
◇保険関係◇			
死亡保険金の受取人（F社）	○		
死亡保険金の受取人（G社）		○	○
自動車保険の配偶者扱い（H社）	○and	○	
自動車保険の配偶者扱い（I社）			○
◇金融関係◇			
住宅ローン夫婦連帯債務制度（J社）	○渋谷分のみ		
住宅ローン夫婦連帯債務制度（K社）	○		

(5) 民間事業所等による社員向け

- ・結婚祝金給付、結婚休暇付与、赴任旅費、家族手当等